

## 仕 様 書

- 1 件 名 海外展示会「NOOK Asia2018」出展等に伴う業務委託について
- 2 委託内容
- ア 事前出張
- (1) 期間内における旅券及び宿泊先等手配
- (2) 空港・ホテルの送迎手配
- (3) 現地市内移動チャーター手配
- (4) MRT ez-link カード 5枚手配 (1名1枚の5名分)
- イ 展示会出張
- (1) 期間内における旅券及び宿泊先等手配
- (2) 空港・ホテルの送迎手配
- (3) 現地市内移動チャーター手配
- (4) MRT ez-link カード 5枚手配 (1名1枚の5名分)
- 3 委託期間
- ア 契約締結日から平成30年1月26日まで
- イ 契約締結日から平成30年3月12日まで
- 4 出張先及び人数
- ア シンガポール・5名
- イ シンガポール・5名
- 5 出張行程
- ア 平成30年1月22日から1月26日まで (別紙参照)
- イ 平成30年3月6日から3月12日まで (別紙参照)
- 6 展示会場 Singapore Expo
- 7 見積算出方法

下記内訳ごとの見積及び総合計金額を提示すること。

	経費	事前出張	展示会出張
1	渡航費 ※1	5名分	5名分
2	宿泊費	5名×4泊分	5名×6泊
3	空港・ホテル送迎 費	チャーター車+ガイド 入国時：1月22日 帰国時：1月26日	チャーター車+ガイド 入国時：3月6日 帰国時：3月12日
4	チャーター費 (顧客訪問用、展示)	チャーター車(バンタイプ) ●顧客訪問 (8h/日)	チャーター車 (バンタイプ) 3月7日 計4台

	会場搬入用) ※2 ※3	1月23、24、25日 各日4台	●顧客訪問 3台 (8h/日) ●展示会搬入1台 (8h/日)
5	交通費 (鉄道) ※4	MRT ez-link カード 5枚手配(1名1枚の5名分)	MRT ez-link カード 5枚手配 (1名1枚の5名分)

※1 日系航空会社、または、シンガポール航空とすること。

航空券・施設使用料・空港税・燃油サーチャージ・航空保険料等を提示すること。  
燃油サーチャージ費用及びシンガポールドルの円換算は渡航時を想定して算出すること。

※2 チャーター車 (バンタイプ) について

空港ホテル間の送迎は10名乗車でき、スーツケースを人数分積載可能であること。  
展示会場への搬入時および顧客訪問時は7名乗車できること。

※3 時間超過30分毎の追加費用についてもあらかじめ記載すること。

※4 ホテルの最寄駅から展示会場の最寄駅までの区間で使用可能であること、且つ、滞在期間中の市内移動に十分な金額をあらかじめチャージした状態で納品すること。

## 8 支払方法 契約相手方の請求により30日以内に指定口座へ振り込む

## 9 その他

(1) 別紙スケジュールに従って手配を行うこと。

(2) 入札書の他に7項で示した経費区分を明らかにした見積書を提出すること。

(3) 事前出張、展示会出張ともに、日本およびシンガポールの出国は午前とすること。

(4) 宿泊場所の要件は下記の通りとする。

①ホテル「Swissotel Merchant Court」同等クラス以上

②日本円上限19,300円以内であること。

③MRT駅周辺(駅から徒歩5分以内)且つ、ビジネス活動における市内移動等の利便性が考慮されていること。

④1名1部屋朝食付であること。

(5) 現地市内移動チャーター、空港・ホテルの送迎は、ドライバー経験5年以上、市内道路事情を把握していること。

(6) 空港・ホテルの送迎は、日本語でコミュニケーション可能なガイドを付けること。

(7) 航空券と空港使用税が別扱いの場合は、現地滞在期間中に現地係員等により対応可能なこと。

(8) 本仕様書に基づく委託業務契約先に決定した場合、公社事務局と同様の宿泊先を設定したパッケージツアーのサービス提案等を含め、本展示会出展企業向けの渡航手配窓口として対応可能であり、公社出展社説明会に出席可能なこと。

(9) その他、本仕様書の定めに無い事項については、下記担当者と協議の上、その指示に従うこと。

## 1 0 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

### ①公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

### ②公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。

なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

## 1 1 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

## 1 2 担 当 公益財団法人 東京都中小企業振興公社 事業戦略部 国際事業課 佐々木 TEL 03-5822-7241

以上